

敦賀市道の駅整備検討調査業務委託仕様書

1 委託業務名

敦賀市道の駅整備検討調査業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

3 業務の目的

敦賀市（以下「本市」という。）では人口減少や少子化、高齢化の進展に伴い、各種産業の担い手の減少や経済規模の縮小など、多くの課題を抱えている。こうした状況の中で、一次産業を中心に本市の強み、弱みを外部視点により整理し、UIターンの促進も含めた産業の担い手の創出や、交流人口増加による経済規模の拡大等により、地域課題解決に寄与する機能を有する「道の駅」の整備を検討する

本業務は道の駅整備の検討に必要な機能や施設概要等について、本市の状況や社会情勢を調査し、道の駅整備の可否を検討するための基礎資料を作成するものである。

また、道の駅的设计・建設・維持管理・運営について、民間活力を最大限活用することにより低廉で良質な公共サービス提供ができる手法等について、導入可能性を総合的に調査・検討を行うことも目的とする。

4 調査実施範囲

敦賀市内全域を対象とする。

5 業務内容

新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢や生活様式、人々の価値観の変化及び北陸新幹線敦賀開業後の市内情勢予測並びに先進地の事例等を踏まえ、市内における道の駅整備の方向性検討に向け、以下の業務を実施する。

(1) 道の駅整備に向けた調査・検討業務

①上位関連計画等の整理

ア 「第7次敦賀市総合計画（見直し検討中の総合計画素案も含む）」、「敦賀市都市計画マスタープラン」、「敦賀市公共施設等総合管理計画」など各種計画を精査し、必要な諸条件を整理すること。

イ 直近及び今後10年程度における経済・社会構造や産業構造等を分析し、道の駅の在り方、検討の背景を整理すること。

②地域現況の整理

市内の商業施設や観光施設への影響、周辺自治体を含めた商圈分析、市民や一次産業従事者への調査や意見交換、全国の成功事例の研究等を行い、本市の強みと弱み、道の駅整備によるメリットとデメリットを整理すること。

③市職員への支援

本事業に関する意見・アイデアの整理や、敦賀市における道の駅等の集客交流拠点の役割、あるべき姿、実現したいことなどについて議論する庁内ワーキンググループ等の企画、実施支援（ファシリテート等）を3回以上行うこと。

④先進地事例調査

本事業検討の参考となる先進地事例を5ヵ所以上選定し、ヒアリング調査等を行うこと。

⑤候補地調査

ア 市内における候補地を4地点以上選定すること。

イ 候補地は空き地、農地、既存公共施設のリプレイス等総合的に検討することとし、既存公共施設を候補地検討するにあたっては同施設の代替地や代替機能などの必要性検討も含めた調査を行うこと。

⑥コンセプトの立案

調査の結果をもとに、北陸新幹線敦賀開業後の相乗効果、本市における産業振興、既存の類似施設とのすみ分けや共存を達成し、地域交流・地域振興施設としての発展に寄与するために目指すべき道の駅の姿、必要となる機能等を立案すること。

⑦整備素案の検討

導入機能・規模検討結果を踏まえ、道の駅の施設配置計画について検討し素案をまとめ、イメージ図等を作成するとともに、従来型方式で整備する場合の概算整備費用を算出すること。

⑧管理運営手法

前項の検討等を基に、想定される管理運営手法を検討し、管理運営に関する考え方を整理した基本方針を作成するとともに、概算運営費用を算出すること。

⑨収支計画案の作成

上記までの素案作成、各種調査をもとにした分析の結果から来場者予測、売上予測等を算出し、開業後5会計年度以上の収支計画案を作成すること。

⑩各候補地の整理及び評価、事業化に向けた課題検討

①～⑨を踏まえ、各候補地についてメリット、デメリットを再整理・評価するとともに、事業化に向けた課題の整理と解決策の検討を行うこと

(2) 官民連携事業スキームの検討

(1)で検討した従来型方式の結果をもとに官民連携事業について以下のとおり検討する。

①官民の役割、リスク分担の検討

事業で提供するサービスの内容を踏まえ、適切な官民役割分担及び民間活力導入の対象範囲について検討するとともに、民間活力の導入を選定した場合のリスク分担を検討すること。

②事業スキームの検討

本市の道の駅整備における最適な事業スキーム〔事業範囲、事業方式（管理運営方式を含む。）、事業形態、事業期間、事業期間後の意向、法制度、財源等〕を検討する。また、民間事業者の選定方法、審査基準の考え方も整理しまとめること。

③市の財政負担額の算定（VFMの算定）

(1)⑤で選定した候補地の中から、1箇所を抽出しモデルケースとして、従来型方式で実施した場合の事業費（PSC）と複数の事業スキームで実施した場合の事業費（PFI-LCC）を算出し、市の財政負担額の削減効果（VFM）を算定するとともに、長所・短所、経済性等を比較検討する。そのほか、損益分岐点分析、感度分析も行うこと。

なお、利用可能な国や県の補助・支援制度を活用することも検討とすること。

④事業スケジュール（官民連携）の検討

官民連携事業を実施する場合に想定される事業スケジュール（工程表）の検討を行うこと。

⑤サウンディング調査

官民連携による道の駅整備を見据え、5者以上の民間事業者（維持管理・運営主体、テナント等）へのサウンディング調査を行うこと。

⑥官民連携事業の実施に向けた課題の整理

官民連携事業実施にあたっての検討すべき課題について、定性的評価及び定量的評価における評価項目を設定し、事業化の判断に資するよう課題整理を行うこと。

6 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次に掲げる法令等に準拠して行うものとする。

- ① 地方自治法及び同施行令
- ② 敦賀市財務規則
- ③ その他関係法令等

7 管理技術者等

受託者は、本業務を実施するに当たり総括管理を行うものとして管理技術者を選任し、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を別に定めるものとする。また、本業務の推進に必要な知識を有する者として、次の資格の有資格者（自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を配置するものとする。

ただし、管理技術者又は照査技術者が有資格者を兼ねることは可能とする。

- ① 一級建築士
- ② 技術士(建設部門「都市計画及び地方計画」又は総合技術管理部門「建設一都市及び地方計画に限る。」)の資格を有する者
- ③ 技術士(建設部門「道路」)の資格を有する者

8 業務の進め方

受託者は、業務開始前に敦賀市と業務の進め方の承認を得たうえで業務を開始すること。また、業務完了まで月1回以上、適宜協議・調整を行いながら進めることとする。

9 成果物

業務が完了した際は、敦賀市の検収を受けた上で、契約期間内に紙媒体の報告書1部及び施設イメージ図、これらのデータを格納した電子媒体を提出するものとする。

10 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて敦賀市に帰属するものとし、受託者は敦賀市の承諾なく他に公表、貸与または使用させてはならない。成果物に係る著作権は、敦賀市に全て帰属するものとし、受託者はこれを公開してはならない。

11 再委託の禁止

受託者は、本業務について第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、敦賀市と協議のうえ、その一部を委託することができる。その際は、受託者及び当該第三者との間で本業務における守秘義務契約を締結し、写しを敦賀市に提出するものとする。

12 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例、敦賀市個人情報の保護に関する法律施行規則及びその他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間中または契約期間外も同様とする。

13 損害賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受託者の故意または過失により、敦賀市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

14 委託料の支払い

業務完了後、成果物の検査に合格した後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払う。

15 その他

① 受託者が、業務履行にあたり、仕様書に記載されている事項の調査を行わない場合は、契約期間の途中においても契約解除することができるものとする。

なお、上記理由により契約解除となった場合は、敦賀市は受託者に対し、一切の費用を支払わないものとする。

② 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて敦賀市と協議すること。

③ 業務実施にあたり、疑義が生じた事項については、敦賀市と協議のうえ対応すること。